



# 平生町お知らせ版

令和7年(2025年)2月28日

## 農業に関する地域計画(案)および目標地図(案)の縦覧について

産業課 農林水産班

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、地域農業の未来設計図として「地域計画」の作成が法定化され、「目標地図」と併せて令和7年3月末までに作成することとなっています。

この度、各地区の認定農業者などの皆様と関係機関で地域農業の将来について話し合いを行い、地域計画(案)および目標地図(案)を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法第19条第7項の規定により公告・縦覧を行います。

利害関係者は縦覧期間中に該当する地域計画(案)および目標地図(案)に対し、縦覧期間中に次のとおり町に意見書を提出することができます。

なお、いただいた意見への個別回答はいたしませんのでご了承ください。

### ◆対象地区

- ・佐賀地区(大字佐賀、小郡、尾国、佐合島)
- ・曾根地区(大字曾根)
- ・大野地区(大字大野南、大野北)
- ・平生地区(大字平生町、平生村、豎ヶ浜、宇佐木)

### ◆縦覧場所

町役場産業課(1号棟2階)

### ◆縦覧期間および時間

3月3日(月)～3月17日(月) 平日 午前8時30分～午後5時

### ◆提出方法および提出期限

(1)提出方法:持参、郵送、FAX又は電子メール

(2)提出期限:3月17日(月)午後5時 必着

※様式は問いませんが、提出年月日、提出者の氏名、住所、連絡先を必ず記載してください。

※意見書の内容は、地域計画(案)および目標地図(案)に対するもののみとします。

### ◆提出先

〒742-1195 平生町大字平生町210-1

平生町役場産業課 農林水産班 宛

TEL:56-7117 FAX:56-7123

E-mail:norin@town.hirao.lg.jp

### ◆問合せ先 町役場産業課 農林水産班 (TEL:56-7117)

回  
覧

## 平生町立学校の将来の在り方に係る 第4回スクールトーク（地域説明会）を開催します

教育委員会 学校教育課

教育委員会では児童生徒数の減少や学校施設の老朽化に対応しながら、これからの学びを支える教育環境などを見据え、適正規模や適正配置を含めた町立学校の将来の在り方について検討を重ねてきました。

今回は、在り方検討委員会からの答申の内容について地域の皆様と共有しながら、次代を担う子どもたちにとって真に望ましい教育環境づくりに向けた取組みを考えたいと思います。

町内にお住まいの方でしたらどなたでも参加できますので、是非ご参加ください。

（事前の申込みは必要ありません）

◆日時 3月15日（土）午前10時～

◆会場 平生まち・むら地域交流センター 2階 視聴覚室

◆問合せ先 町教育委員会 学校教育課（TEL：56-6083）

## 「平生町立学校の将来の在り方についての答申（案）」に対する パブリック・コメント（意見募集）の結果を公表します

教育委員会 学校教育課

平生町立学校の将来の在り方検討委員会が実施した「平生町立学校の将来の在り方についての答申（案）」に対するパブリック・コメントの募集結果について、次のとおり公表します。

◆意見等募集期間 令和6年12月6日（金）～1月16日（木）

◆提出人数と意見件数 提出人数：1人 意見件数：4件

◆意見の取扱い

| 修正 | 既掲載 | 参考 | その他 |
|----|-----|----|-----|
| 0  | 0   | 2  | 2   |

- ・修正…案を修正したもの
- ・既掲載…すでに案に盛り込まれていたもの
- ・参考…今後の参考としたもの
- ・その他…意見として伺ったもの

◆意見の概要と検討委員会の考え方

次の閲覧場所に備え付けの公表資料をご覧ください。

町役場教育委員会、各地域交流センター（平生まち・むら、豎ヶ浜、宇佐木、大野、曾根、佐賀）、町ホームページ（パブリック・コメントのページ）

詳しくは次のURLまたはQRコードを参照してください。



[https://www.town.hirao.lg.jp/soshiki/kyouikuiinkai/gakkoukyoiku/kyoikusomu/gakko\\_arikata/2893.html](https://www.town.hirao.lg.jp/soshiki/kyouikuiinkai/gakkoukyoiku/kyoikusomu/gakko_arikata/2893.html)

◆問合せ先 町教育委員会 学校教育課（TEL：56-6083）

## 令和 7 年度交通災害共済会員を募集します

総務課 地域安全班

交通災害共済は、加入者(会員)が交通事故により負傷し、通院または入院した場合、治療日数に応じて見舞金が支給される助け合いの制度です。

このたび、次のとおり令和7年度の会員を募集します。

### ◆加入資格

平生町に住民票がある人

※進学・就職等で町外に住んでいる人も加入できます。

### ◆共済期間

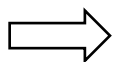
3月31日までに申込みをされた人：4月1日～令和8年3月31日

4月1日以降に申込みをされた人：申込翌日～令和8年3月31日

### ◆掛金 500 円

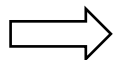
### ◆申込方法および申込期限

①行政協力員(自治会長)が  
取りまとめて申込む場合



3月14日(金)までに、申込書と掛金を行政協力員  
(自治会長)にお渡しください。  
※申込控(領収書)は、行政協力員を通じて返送します。

②直接申込む場合



3月3日(月)以降、次のいずれかの窓口  
掛金を添えてお申し込みください。  
・町役場出納室、佐賀出張所  
・中国5県内のゆうちょ銀行、(簡易)郵便局  
・山口銀行各支店  
・JA(山口県農協)

※①の場合につきましては、事前に行政協力員にご確認ください。

※4月以降の加入も随時受付けていますが、共済開始期間が申込の翌日からとなりますので、  
早めの申込みをお願いいたします。

◆問合せ先 町役場総務課 地域安全班(TEL：56-7111)

## 狂犬病予防注射を行います

環境政策室

町では、狂犬病予防注射を次のとおり行う予定としています。生後 90 日を経過した犬は、飼い犬登録と年 1 回の狂犬病予防注射が義務付けられていますので、ぜひこの機会をご利用ください。

### ◆実施日時と場所

4月16日（水）～18日（金）（次ページの日程表のとおり）

### ◆料金

1 頭あたり 3,050 円（予防注射料 2,500 円、注射済票発行手数料 550 円）

※受付時間の短縮およびおつり不足の防止にご協力をお願いします。

（千円札 3 枚と 50 円をご用意ください）

### ◆狂犬病予防注射受付票について

狂犬病予防注射受付票は、町役場環境政策室で犬の登録をされている人に郵送します。受付票が3月24日（月）までに届かない場合は、お手数ですが町役場環境政策室までご連絡ください。

また、予防注射当日は、受付票の間診欄に記入の上、提出してください。

### ◆動物病院での接種について

動物病院で予防注射を受けた場合も、注射済票は必要です。

病院で発行される注射済証と注射済票発行手数料（1 頭あたり 550 円）を持参の上、町役場環境政策室にお越しください。

### ◆注意事項

- 会場では、犬の体調などの理由により予防注射を受けるかどうかの判断は行いませんので、あらかじめかかりつけの動物病院でご確認ください。
- 集合注射の会場を一部変更していますので、お間違いのないようにお気をつけください。
- 日程表に記載する時刻・場所以外での集合注射は行いません。
- 車でお越しの方は、できるだけ駐車場のある会場にお越しください。

### ◆問合せ先

町役場環境政策室（TEL：56-7126）

# ◆令和7年度 狂犬病予防注射日程表

4月16日（水）

|    | 時間          | 場所                        |
|----|-------------|---------------------------|
| 1  | 9:10～ 9:20  | 旧田布路木町営住宅跡地               |
| 2  | 9:25～ 9:35  | 山田公会堂                     |
| ③  | 9:40～ 9:50  | 宇佐木地域交流センター               |
| ④  | 9:55～10:05  | 万徳寺駐車場                    |
| 5  | 10:10～10:15 | 小和田集会所                    |
| ⑥  | 10:20～10:30 | 沼八幡宮前                     |
| ⑦  | 10:35～10:45 | 豎ヶ浜地域交流センター               |
| 8  | 10:50～10:55 | 西浜交差点付近先町道<br>(役場方面)三叉路付近 |
| ⑨  | 11:00～11:15 | 平生まち・むら地域交流センター           |
| 10 | 11:20～11:25 | 豊田地区集会所前                  |
| 11 | 11:30～11:35 | 十三割団地入口                   |

4月18日（金）

|    | 時間          | 場所             |
|----|-------------|----------------|
| ②④ | 9:10～ 9:20  | 曽根地域交流センター     |
| ②⑤ | 9:40～ 9:45  | 佐賀地域交流センター尾国分館 |
| 26 | 9:50～ 9:55  | 秋森入口付近         |
| 27 | 10:00～10:05 | 大田バス停          |
| ②⑧ | 10:10～10:20 | 佐賀地域交流センター     |
| ②⑨ | 10:25～10:30 | 上組 浄福寺前        |
| ③⑩ | 10:35～10:45 | 白鳥神社前          |
| 31 | 10:50～10:55 | 佐合島行渡船乗場前      |
| 32 | 11:00～11:05 | 伊保木バス停付近       |
| ③③ | 11:10～11:15 | 佐賀地域交流センター田名分館 |
| ③④ | 11:20～11:25 | ポートパーク 公衆トイレ付近 |
| ③⑤ | 11:35～11:45 | 平生図書館前         |

4月17日（木）

|    | 時間          | 場所              |
|----|-------------|-----------------|
| ⑫  | 9:05～ 9:15  | 平生図書館前          |
| 13 | 9:20～ 9:25  | 水越 一膳付近         |
| 14 | 9:30～ 9:35  | 高須 天池沿い地蔵様付近    |
| 15 | 9:40～ 9:45  | 松尾バス停           |
| 16 | 9:50～10:00  | 大野北老人作業所        |
| ⑬⑦ | 10:05～10:20 | 大野地域交流センター      |
| 18 | 10:25～10:30 | 蔭平 入口カーブ付近      |
| 19 | 10:35～10:40 | 大野八幡宮前          |
| 20 | 10:45～10:50 | 長尾 墓地駐車場        |
| 21 | 10:55～11:10 | 小山 中央ごみステーション付近 |
| 22 | 11:15～11:20 | 曽根八幡宮前          |
| 23 | 11:25～11:30 | 新地 入口付近         |

## ◆皆様へのお願い

- 時間の5分前には参集してください。
- 予定時間を多少過ぎることもありますのでご了承ください。
- 車でお越しの方は、できるだけ駐車場の  
ある会場にお越しく下さい。  
※駐車場のある会場は番号に○がついた  
箇所です。
- 狂犬病予防注射料金 3,050 円  
千円札3枚と50円をご用意ください。  
(予防注射代2,500円+注射済票550円)
- 受付時間の短縮およびおつり不足の防止  
にご協力をお願いします。

## 献血（移動採血車）にご協力を

健康保険課 保健班

移動採血車が次のとおり来町しますので、みなさんのご協力をお願いします。

### ◆日時および場所

| 月 日     | 時 間          | 場 所   |
|---------|--------------|-------|
| 3月5日（水） | 午後2時～午後4時15分 | 平生町役場 |

※400mL 献血限定です。

※献血カードをお持ちの人はご持参ください。

※献血カードをお持ちでない人は「運転免許証」「健康保険証」など本人確認ができる書類をご持参ください。

### ◆感染症予防のために

- ・受付時の体温測定で発熱が確認された場合は、献血をご遠慮いただいています。
- ・会場に備えてある消毒液で手指消毒をお願いします。
- ・マスクの着用をお願いします。

### ◆問合せ先 町保健センター（TEL：56-7141）

## 「高齢者の交通事故防止県民運動」が実施されます

総務課 地域安全班

県では全国に比べて 10 年早いペースで高齢化が進み、今後も一段と高齢者の割合が高まる状況にあるため、高齢者が関与する交通事故の多発が懸念されます。この運動は、高齢者を交通事故から守るため、交通安全思想と交通道德の普及を図るとともに、県民一人ひとりに交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、高齢者の交通事故防止を図るものです。

### ◆運動期間 3月9日(日)～15日(土)

### ◆町の重点事項

#### 〈高齢者の自転車安全利用の促進〉

山口県警察のデータによると、自転車運転中の死者・負傷者は、ともに高齢者が多くなっています。加齢にともなう身体機能や判断力の低下は、運転中のふらつきや不注意へとつながり、重大な事故を引き起こしかねません。夜間や雨が降っているとき、身体の不調を感じたときは、自転車の利用を控えましょう。

また高齢者にかぎらず、自転車を運転するときは、ヘルメットの着用や車体の整備・点検を徹底し、被害者にも加害者にもならないように努めましょう。

#### 〈自転車安全利用五則〉

- ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

### ◆問合せ先 町役場総務課 地域安全班（TEL：56-7111）

次回発行日は3月28日（金）です